

仕 様 書

1 件 名 令和5年度地球—人間システム統合モデルの開発と運用に関する業務 一式

2 業務契約期間 令和5年5月22日～令和5年12月28日

3 業務実施場所 請負者及び国立研究開発法人国立環境研究所において行うものとする。

4 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下、「NIES」という。）などで開発された地球システム統合モデル（MIROC-INTEG-ES）を利用した数値実験を行うためのソースコードの変更や将来予測実験を行うための境界条件の整備を行う。

5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES 担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。

（１）地球—人間システム統合モデルの地球システム要素モデルの高度化

請負者は、NIES がこれまでに開発した地球—人間システム統合モデル MIROC-INTEG-ES における地球システム要素モデルを高度化するための業務を行う。具体的には、NIES 担当者が提供する永久凍土融解温室効果ガス放出モデルなどの、新たな要素モデルを既存の MIROC-INTEG-ES と連動させて動作させることにより、MIROC-INTEG-ES を高度化することを予定している。モデル高度化の作業を行い、モデル実験を実行し、問題が生じた場合には、原因の調査を行う。将来予測実験の実行のための将来シナリオと計算プログラムは、NIES 担当者が提供し、請負者が必要に応じて変更する。

（２）地球—人間システム統合モデルの人間システム要素モデルの高度化

請負者は、NIES がこれまでに開発した地球—人間システム統合モデル MIROC-INTEG-ES における人間システム要素モデルを高度化するための業務を行う。具体的には、NIES 担当者が提供するバイオ燃料作物モデル、農事暦モデル、技術発展モデルなどの、新たな要素モデルを既存の MIROC-INTEG-ES と連動させて動作させることにより、MIROC-INTEG-ES を高度化することを予定している。モデル高度化の作業を行い、モデル実験を実行し、問題が生じた場合には、原因の調査を行う。将来予測実験の実行のための将来シナリオと計算プログラムは、NIES 担当者が提供し、請負者が必要に応じて変更する。

（３）改良された地球—人間システム統合モデルによる過去再現および将来予測実験の実行

請負者は、NIES がこれまでに開発した地球—人間システム統合モデル MIROC-INTEG-ES を高度化・改良し、過去再現実験および将来予測実験を行う。MIROC-INTEG-ES により過去再現および将来予測実験を実行し、問題が生じた場合には、原因の調査を行う。将来予測実験の実行のための将来シナリオと計算プログラムは、NIES 担当者が提供し、請負者が必要に応じて変更する。

6 業務実施体制及び資格

請負者は、効率的に業務を進めるため、作業を担当する技術者が、適宜、NIES 担当者と打ち合わせを行うこと。また、請負者は、本業務履行可能な体制を整えること。

（１）実施体制及び資格等

- a. SE 1名以上（FORTARN 及び C 言語での大規模モデル開発に必要な技術を持つこと）
 - (i) 地球システムモデル（MIROC-ESM など）のプログラム実行経験を有する者
 - (ii) 大気-海洋結合大循環モデル（MIROC など）のプログラム実行経験を有する者
 - (iii) 水資源モデル（H08 など）のプログラム実行経験を有する者
 - (iv) 農作物モデル（PRYSBI2 など）のプログラム実行経験を有する者
 - (v) 土地利用モデル（TELM0 など）のプログラム実行経験を有する者
 - (vi) 統合評価モデル（AIM/CGE など）のプログラム実行経験を有する者
 - (vii) NIES ベクトル処理用計算機（SX）及びスカラ処理計算機（SGI）で動作するプログラムの最適化及びプログラム実行経験を有する者

7 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時までに以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

(1)業務結果報告書 一部

(2)数値モデル実行により得られたデータ集 一式（NIES 解析サーバディスク上で提出）

報告書の仕様は、契約締結時においての国等による環境物品等の調達に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔A ランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者と協議の上、基本方針(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>)を参考に適切な表示を行うこと。

8 著作権等の扱い

- (1)請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2)請負者は、成果物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3)上記(1)及び(2)にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

9 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

(https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- ① 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- ②請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- ③請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- ④請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- ⑤業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠など適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- ⑥再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

10 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

11 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

12 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

仕 様 書

1. 件 名 エコチル調査学童期検査用卓上遠心機 1 式 賃貸借

本仕様書は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）が調達する「エコチル調査学童期検査用卓上遠心機 1 式 賃貸借」について規定する。

2. 数 量 1 式

<内訳>

卓上遠心機 15 台

3. 契 約 期 間 契約締結日～令和 8 年 3 月 31 日

うち賃貸借期間 令和 5 年 7 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

※但し、契約期間後の予算の成立を前提として令和 9 年 3 月 31 日まで契約を更新する予定である。

4. 研究内容及び賃貸借目的

NIES が研究の中心機関となって実施している「子どもの健康と環境に関する全国調査（以下「エコチル調査」という。）」では、令和 5 年度から令和 8 年度の 4 年間で、小学 6 年生のお子さん約 10 万人を対象とした「学童期検査」を全国 15 のユニットセンター（21 地域）で実施する。学童期検査では、身体計測（身長・体重・体組成）、精神神経発達検査（CAT）、尿検査及び採血検査を実施する。これらの測定データをもとに、現在の日本の日常環境が子どもの健康に与える影響を明らかにし、次世代育成にかかる健やかな環境の実現を目指していく。

本調達は、学童期検査において採取する血液の品質を回収時間まで維持する必要がある。また、可能な限り 24 時間以内に遠心分離処理を行っておく必要があるため、卓上遠心機を賃貸借するものである。

5. 仕 様

「エコチル調査学童期検査用卓上遠心機 1 式」については、以下の条件を全て満たす必要がある。なお、賃貸借する物品は全て新品であること。

- ① 卓上型で持ち運び可能であり、冷却機能なしの遠心機であること。
- ② 以下の採血管が遠心可能なこと。
 - ・ニプロ分離剤入り真空採血管 8.5ml NP-SP1029
 - ・テルモ分離剤入り真空採血管 9ml VP-AS109K50
- ③ 回転数（rpm）及び遠心力（xg）の表示、設定が可能であること。
- ④ 長い採血管と短い採血管が同時に遠心可能であり最大 20 本遠心可能であること。
- ⑤ 外形寸法が W340mm×D420mm×H330mm 以内、重量が 20kg 以内であること。
- ⑥ アンバランスを 2 秒で検知して、事故防止及びダウンタイムを短くする機能を有すること。
- ⑦ 国際安全規格 IEC61010-2-020 に準拠していること。
- ⑧ ②の採血管に適したスイングロータ及び採血管バケット（4 個セット）を付属すること。
- ⑨ NIES が指示する遠心条件（3000rpm（1500g）、10～15 分間、常温遠心（15～25℃程度））を設定し、そのプログラムを組み入れること。

- ⑩ 不具合等に迅速な対応を求めるため、別紙における納入場所を営業担当地域とするメーカーの機種であること。
- ⑪ 上記仕様を全て満たし、久保田商事製 S300T 卓上遠心機と同等もしくはそれ以上の機能を有すること。
- ⑫ 設置に関しては、納入場所（別紙）に訪問し、技術者が搬入・設置すること。また、正常に使用できることを確認した上で、納入場所の使用者にマニュアル等を用いて使用方法を説明すること。
- ⑬ 故障時に迅速な人的対応及び修理対応の体制が整えられていること。

6. 納入場所 別紙のとおり

なお、搬入・設置時期については、NIES 担当者と打合せの上、決定すること。

7. その他

本仕様書の内容に疑義等が生じた場合は、NIES 担当者と協議し、その指示に従うこと。

納入引き渡し完了した時点より 1 年間を保証期間と定め、保証期間中における設計及び製作上の原因による故障や不具合に関しては、納入者の責任において補修すること。

また物品には、動産総合保険を付すること。この保険料は賃貸人の負担とする。

別紙（納入場所・台数）

ユニット センター名	機関名	台数	住 所
北海道	北海道大学	1	札幌市北区北 12 条西 7 丁目
福島	福島県立医科大学	1	福島市光が丘 1
	福島県立医科大学郡山事務 所	1	郡山市桑野 2-2-16 藤尾ビル 301
甲信	山梨大学	1	中央市下河東 1110
京都	京都大学	1	京都市左京区聖護院川原町 53
	京都大学長浜オフィス	1	長浜市宮前町 4-20 フレンドリーハウ ス匠長浜 603
大阪	大阪大学	2	吹田市山田丘 2-2
福岡	産業医科大学	1	北九州市八幡西区医生ケ丘 1-1
	九州大学	1	福岡市東区馬出 3-1-1
南九州・沖縄	熊本大学	2	熊本市中央区本荘 1-1-1
	琉球大学宮古島事務所	1	宮古島市平良字東仲宗根 476
コアセンター	国立環境研究所	2	つくば市小野川 16-2
	計	15	

仕 様 書

1. 件 名 令和 5 年度 多波長励起蛍光光度計 1 式

本仕様書は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）が調達する「令和 5 年度 多波長励起蛍光光度計 1 式」について規定する。

2. 数 量 1 式

構成内訳

多波長励起蛍光光度計	1 台
インターフェースユニット	1 台
ケーブル	1 本

3. 研究内容・購入目的

NIES では、地球規模の炭素循環変化の検出とその変動要因の解明を目的とした観測研究を実施している。本調達は、海洋における二酸化炭素分圧の変動に影響を与えると考えられる植物プランクトン分類群の時系列変化を定量的に取得可能な「令和 5 年度 多波長励起蛍光光度計 1 式」を購入するものである。

4. 仕 様

「令和 5 年度 多波長励起蛍光光度計 1 式」については、以下の条件を満たす必要がある。

1) 多波長励起蛍光光度計

- ① 励起光波長を 9 つ以上搭載しており、蛍光測定精度は±2%フルスケール（0～100ppb）以内であること。
- ② 本体サイズ（ケーブル等を除く）が縦 10 cm×幅 10 cm×高さ 25 cm、重さ 2 kg の範囲に収まるチタン筐体であること。
- ③ 外部電源による安定した電力供給が可能であること。
- ④ ワイパーによる生物付着の防止機構を備えていること。

2) インターフェースユニット

- ① 1) と PC を接続できること。

3) ケーブル

- ① 長さ 10 m で 1) および 2) と接続可能であること。取り回しの効率化と防水のため 1) との接続部は着脱式の水中共ネクター形式、ケーブル抜け防止のため 2) との接続部は着脱式のミニ多治見コネクターであること。

5. 納品場所 茨城県つくば市小野川 1 6 - 2 国立研究開発法人国立環境研究所

6. 納入期限 令和5年8月31日

7. 協議事項

本仕様書の内容に疑義等が生じた場合は、NIES 担当者と協議し、その指示に従うこと。

8. その他

本調達が、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針における特定調達品目に該当する場合は、適合製品を納入すること。

また、納入引渡しが完了した時点より 1 年間を保証期間と定め、保証期間中における設計及び製作上の原因による故障や不具合に関しては、納入者の責任において補修すること。

仕 様 書

1 件 名 令和 5 年度「森林由来 CO2 吸収量算定」業務

2 業務契約期間 契約締結日～令和 6 年 3 月 15 日

3 業務実施場所 請負者において行うものとする。

4 目 的

2050 年の脱炭素社会の実現に向けて、様々な技術的対策や脱炭素に向けた取組を実施したとしても、2050 年に若干の温室効果ガスの排出が残ってしまうと言われている。そのため、温室効果ガスの吸収源についても把握することが重要である。日本が持つ大きな吸収源である森林については、地域別に面積・齢級分布・樹種構成が異なることから、吸収量が異なる。そこで、都道府県別の森林の構成を踏まえて 2050 年までの森林による吸収量を把握することを目的とする。

5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、国立研究開発法人国立環境研究所（以下、「NIES」）の担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。本業務は、日本の森林による温室効果ガスの吸収量について現状の把握及び、2050 年までの算定ファイルを作成し 3 つ程度の主要な地域に関して算定するものである。

1) 森林による温室効果ガス吸収量の現状把握

(ア) 47 都道府県別樹種別に材積、森林面積等から基準年の温室効果ガス吸収量を算定する。

(イ) 勘定ルールは全森林を対象とし、NIES 温室効果ガスインベントリオフィスの日本国温室効果ガスインベントリ (<https://www.nies.go.jp/gio/aboutghg/index.html>) が採用している方法に準拠すること。

(ウ) 基準年の設定及び結果のとりまとめ方法は NIES 担当者と相談の上決定する。

2) 森林による温室効果ガス吸収量の 2050 年までの算定ファイルの作成及び算定

(ア) 森林による温室効果ガス吸収量の 2050 年までの将来推計を行うための算定ファイルを作成する。

(イ) 2050 年を推計するに当たり使用する樹種別成長曲線等仮定値等の情報を全て算定ファイルに含むものとする。

(ウ) 作成した算定ファイルを用いて、3 つ程度の地域について、2050 年の吸収量を試算する。分析する地域については、NIES 担当者と相談の上決定する。

なお、契約後 1 カ月内に 1) 及び 2) における算定方法の提案を行い、その方法に即して 1) については 2023 年 10 月までに、2) については 2024 年 1 月までに算定結果の第 1 次案を NIES 担当者に提示すること。

6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下に以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。いずれも電子版とするが、セキュリティ上、NIES 担当者が提供する NIES ファイル交換サーバーを介して送受信するものとする。各成果物の内容・仕様は上記「5 業務内容」のに記載されている各事例についての調査結果を記載する。

(1) 調査報告書(電子版) 1 部

(2) 算定結果の電子ファイル 1 セット

(3) 算定ファイル 1 セット

7 著作権等の扱い

(1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。

(2) 請負者は、成果物に関する著作者人格権(著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう)を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。

(3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの(以下「既存著作物」

という)が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。
提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下URLにおいて公開している。

(https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- ① 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- ② 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- ③ 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- ④ 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- ⑤ 業務に用いる電算機(パソコン等)は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠など適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- ⑥ 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

9 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

10 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

11 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

仕 様 書

1 件 名 令和 5 年度「地域間炭素排出・吸収モデル ICER 開発補助」業務

2 業務契約期間 契約締結日～令和 6 年 3 月 15 日

3 業務実施場所 請負者において行うものとする。

4 目 的

2050 年に脱炭素社会を実現するという新しい長期目標を受け、国の脱炭素社会実現に向けた定量的な分析と整合した都道府県の脱炭素・持続可能性を議論することが必要である。国立研究開発法人国立環境研究所(以下、「NIES」という。)では、このような分析を可能にするためのモデルとして、地域統合評価モデルを多地域間に拡張した地域間炭素排出・吸収モデル(以下、ICER)を開発する。このモデルではトップダウン的手法により日本のネットゼロに必要な省エネ・脱炭素技術水準、電力需給構造等の情報に加え、地域特性から想定される活動量、エネルギー需要特性、再生可能エネルギー供給量、土地利用構造等を用いたボトムアップ的分析を組み合わせ、日本のネットゼロに向けた地域の役割・脱炭素計画に資する定量的情報の提供を可能にする。本業務ではこのモデルの開発を目的とする。

5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES の担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。

1) 文献レビュー

本仕様書目的に示したような、トップダウン分析とボトムアップ分析を組み合わせ分析した事例に関する文献レビューを行う。国内外における学術論文、研究機関・行政機関等による報告書等を対象として文献を調査・収集し、その内容を取りまとめる。

2) 47 都道府県別のデータ整備

(ア)基準年及び 2050 年の分析に必要なデータを収集、整備する。収集するデータは別表の通り。地域区分は 47 都道府県別、時間は原則として暦年による年次情報とし、1990 年から直近年までのうち入手可能な年次の情報を時系列的に収集すること。

(イ)分析の参考情報を収集、整備する。収集するデータは次の通り。

- ・ 47 都道府県の気候変動緩和・適応に関する目標及び計画

- ・ 47 都道府県の総合計画、将来人口推計

(ウ)データの整備方法は次の通りとし、ここに示されていない詳細については NIES 担当者と相談の上決定する。

- ・ 上記(ア)については ICER への入力とするため機械可読なデータ形式とする必要がある。

「二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方(ガイドライン)」の「別添 2(数値(表)、文章、地理空間情報のデータ作成に当たっての留意事項)」による留意事項を遵守し、行および列要素の構成については NIES 担当者の確認を得ること。整備したデータは単一の CSV ファイルにまとめ、収集した指標とその情報源の一覧、上記 CSV ファイルに関する説明を含む解説文書を作成すること。

- ・ 上記(イ)については 47 都道府県の 2050 年の削減目標及びその目標を達成するための対策と効果を一覧表の形に整備する。

3) ICER 開発補助

(ア)NIES の担当者の指示に従い ICER の開発補助業務を行う。具体的には NIES 担当者の指示に応じて、プログラミング等のモデル開発補助、入出力ファイルを含む計算システムの構築、ICER による計算結果の分析補助に取り組む。

(イ)ICER は、地域統合評価モデルを拡張したものであるため、請負者は業務開始時点で地域統合評価モデルの理解を有し、その使用プログラミング言語である GAMS を利用したプログラミング技能を有すること。地域統合評価モデルについては以下の各論文を参照すること。

- ・ Kei Gomi, Kouji Shimada, Yuzuru Matsuoka (2010): A low-carbon scenario creation method for a local-scale economy and its application in Kyoto city, Energy Policy, Vol.38, Issue 9, pp4783-4796.

- ・ 五味馨, 芦名秀一, 藤田壮, 増井利彦 (2015): 人口・産業の相互関係を考慮した地域将来シナリオ策定手法の開発と福島県相馬地域における適用, 土木学会論文集 G(環境), 71

(6), II_151-II_162.

- ・五味馨, 藤田壮, 永富聡, 酒井広平 (2022): 地域統合評価モデルを活用した循環共生社会の将来シナリオ構築, 地球環境, Vol. 27(1).
- (ウ) GAMS の利用環境 (ベースモジュール及び線形計画法のソルバー CPLEX、非線形計画法のソルバー CONOPT のライセンスを含む。) は、請負者自身が準備することとする。

6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下に以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。いずれも電子版とするが、セキュリティ上、NIES 担当者が提供する NIES ファイル交換サーバーあるいは Box を介して送受信するものとする。各成果物の内容・仕様は上記「5 業務内容」のに記載されている各事例についての調査結果を記載する。

- (1) 調査報告書 (電子版) 1 部
- (2) 整備したデータ一式

7 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作権者人格権 (著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう) を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記 (1) 及び (2) にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの (以下「既存著作物」という) が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。
提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

(https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- ① 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- ② 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- ③ 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- ④ 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- ⑤ 業務に用いる電算機 (パソコン等) は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠など適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- ⑥ 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

9 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

10 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

11 そ の 他

- (1) 請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (グリーン購入法) を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

別表

分野	項目	内容
人口・世帯	人口	居住人口（性5歳階級別）
	就業	就業者数、就業率、従業地構成比
	世帯	世帯規模別世帯数
経済活動	全産業	従業者数、付加価値、生産額
	農業	作付面積、家畜頭数、出荷量、出荷額
	林業	森林面積、生産量
	漁業	漁獲量
	製造業	製造品出荷額
	商業	店舗数
	飲食・宿泊・観光業	店舗数、宿泊客数、観光入込客数
	医療	施設数、病院数
	教育	児童・生徒数
交通	自動車	車両登録数、保有数
	貨物	貨物輸送量
	旅客	旅客輸送量、輸送手段分担率、都道府県間通勤通学構造、鉄道乗降客数
土地・建物	土地利用	土地利用別土地面積、人口密度、可住地人口密度
	建物	建物数、建物床面積、空家数、住宅の種類別世帯数
環境負荷	エネルギー	エネルギー消費量、エネルギー供給量
	廃棄物	廃棄物発生量、再資源化率、最終処分量

仕 様 書

- 1 件 名 令和 5 年度日本の国家窒素インベントリ作成に関する情報収集およびデータベース構築業務
- 2 業務契約期間 契約締結日～令和 6 年 3 月 29 日
- 3 業務実施場所 請負者において行うものとする。
- 4 目 的

2019 年および 2022 年の第 4 回、第 5 回の国連環境総会では、持続可能な窒素に関する決議が採択され、その中で“廃棄窒素”を半減という目標の議論が行われてきた。“廃棄窒素”とは、人為的な窒素利用に伴い発生する全ての窒素であり、Nr と N2 を含む。第 5 回国連環境総会では、2030 年までの廃棄窒素削減にむけた各国の国家行動計画の情報共有が推奨され、我が国においても、持続可能な窒素管理に向けて、日本国の窒素フローおよび廃棄窒素量の評価に早期に取り組む必要がある。国内の窒素利用は農業利用のみならず、産業用途また現在ではエネルギーとしての利用も始まっている。

環境研究総合推進費 5-2031 では、国家窒素インベントリーの構築を目指し国内の窒素フローおよび環境中への廃棄窒素排出（NOx, NH₃, N₂O, N₂, NH₄⁺, NO₃⁻, 有機態窒素等）の推計を行う。そこで、本業務では、国内の窒素インベントリ作成に必要な情報を収集し、近年の日本国の窒素フローのデータベースを構築することを目的とする。

5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行にあたり、国立研究法人国立環境研究所（以下「NIES」という）担当者と十分な打ち合わせを行い、以下の(1)および(2)の業務を実施することとする。本仕様書に記載のない細部、あるいは、業務内容に変更の必要性が生じた場合には、速やかに NIES 担当者と協議のうえ、その指示に従うものとする。

業務実施にあたり、収集文献を適切な方法で情報管理・共有し、文献調査データの管理は Microsoft Excel（または Microsoft Word, Power Point）を用いる。また、リンク機能の活用や十分なコメントを付すなどして、収集した一次データから文献調査データベースに格納する 2 次データの加工までの一連のデータ加工プロセスを Microsoft Word, Power Point 等を用いて記録に残し、再現性を十分に担保する。データベース整備の書式については、NIES 担当者と十分に協議すること。

(1) 日本の窒素フローに関する最新情報の収集と文献調査

a. 窒素フローに関わる活動量の収集・整備

日本国窒素インベントリについて、既往の研究（Hayashi et al., 2021 in Environmental Pollution 誌）において、CHANS モデルを元に作成された集計表の利用を前提として、利用できる最新の入力する必要な活動量の取得、整理を行う。また文献調査を行って各種文献について、廃棄窒素の排出係数に関する情報を抽出する。活動量や排出係数の収集に当たっては推進費メンバーで協力を行うが、主として産業や農業にかかるところに重点を置いて調査を行う。なお収集する活動量の 카테고리 などについては、国際的な窒素インベントリ作成のルール整備に則したものにするため、都度 NIES 担当者と協議しながら進める。

b. 廃棄窒素排出係数の文献調査の実施

設計した文献調査データベースに必要な項目を抑えながら、文献調査を行なって各種文献について、廃棄窒素の排出係数に関する情報を抽出する。Web of science, Google scholar などの文献調査ツールを活用しながら関連論文を収集する。収集した文献は適切な方法で関係者間で情報管理・共有ができるように NIES 担当者と協議する。排出係数の収集に当たっては推進費メンバーと協力しながら行うが、請負者は主として産業や農業にかかるところに重点を置いて調査を行う。また調査対象は、基本的には活動量の主たる集計期間（2000 年から 2020 年）に適用可能な 21 世紀における係数の収集を行うが、以前の文献についても過去の排出量推計に関する有益な文献、著名な文献もあり得るので、そのようなものも文献調査の対象に含める。

(2) データベース構築およびインベントリデータ整備

収集した活動量および排出係数に関する情報を集約させ、Hayashi et al. (2021) の集計表を利

用して日本国窒素インベントリおよび廃棄窒素量の推計を行う。活動量の不確実性の考慮、排出係数の上限、下限の幅の利用の方など不確実性にかかる部分については、NIES 担当者と協議した上で定める。

(3) 報告書の作成

本業務の作業内容や打ち合わせの記録等をまとめた作業報告書を作成する。

6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下に以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

(1) 調査報告書 (PDF 形式および Word 形式) および作成データのファイルを収録した電子媒体 1 式

成果物について 1 年以内に契約の内容に適合しないものであることを発見したときは、契約不適合である旨を通知し、修補又は既に支払った契約金額の一部を返還させることができるものとする。

報告書の仕様は、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当官の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔A ランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者と協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

7 著作権等の扱い（必要に応じて記載。また書きぶりについても業務の内容に合わせて修正すること。）

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記 (1) 及び (2) にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

(https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- ① 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- ② 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- ③ 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- ④ 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- ⑤ 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠など適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- ⑥ 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約する

こと。

9 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

10 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

11 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

仕 様 書

1 件 名 令和 5 年度世界規模の気候緩和シナリオの実現可能性に関するフォーカスグループインタビュー調査業務

2 業務契約期間 契約締結日～令和 5 年 8 月 3 1 日

3 業務実施場所 請負者において行うものとする。

4 目 的

パリ協定の 2℃、1.5℃目標を達成し得る世界規模の温室効果ガス排出削減策について、エネルギー経済モデルの研究では、定量的なシナリオ分析を通じて、その技術的・経済的な実現可能性が検討されてきた。一方で、こうしたモデル分析で示される緩和シナリオの将来像が現実社会においてどのように認知、受容されるのかについてはほとんど検討されていない。パリ協定の気温目標達成に向けて脱炭素社会を実現するためには、モデルによる定量的な分析に加えて、モデルでは評価できない様々な社会的・政治的な課題を抽出することが重要となる。

そこで本業務では、定性的な社会調査手法であるフォーカスグループ調査を用いて、エネルギー経済モデルで示される緩和シナリオについての一般市民の公衆認知を明らかにし、技術的・経済的な観点からだけでなく、より幅白い社会的な観点から緩和シナリオの実現可能性を検討することを目的とする。

5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）の担当者と十分な打合せを行い、以下のフォーカスグループインタビュー調査業務を実施することとする。本業務従事者として、グループインタビューの進行役となる経験豊富なモデレーター（当該調査で 5 年以上の経験を有する者又は昨年度一年間で 50 件以上の調査実績のある者。学術目的の調査実績があれば望ましい）を配置すること。なお、請負者は、個人情報保護の取扱いにおいて一般財団法人日本情報経済社会推進協会によるプライバシーマークの使用認定を取得していることを公開見積競争参加要件とする。

（１）調査全体のワークフロー作成と調査対象者のリクルーティング

請負者は、NIES 担当者と十分な打合せを行い、NIES 担当者が作成したインタビューフロー原案を基にフォーカスグループインタビュー調査のためのワークフローを作成する。また、インタビュー調査対象者のリクルーティングを以下のア）～ウ）に従って実施する。

ア）調査対象者は、首都圏（東京都・埼玉県・神奈川県・千葉県）在住の 20 歳～79 歳の成年男女とし、1 グループ当たり 6 名、合計 6 グループで実施する。調査実施の当日に調査対象者が出席できない場合を想定し、各グループに最低 1～2 名の補欠を確保する。

イ）調査対象者のリクルーティングでは、気候変動に関する調査であることは伏せて「グローバルな課題に関する調査」として募集をかける。

ウ）各グループは、年齢、性別、学歴、家族構成、職業・業種、世帯収入等の社会属性に特定の共通性を有した者同士で構成させる。グループ構成の詳細は NIES 担当者と協議の上で決定する。

（２）フォーカスグループインタビュー調査の実施

請負者は、請負者が用意した東京都内のインタビュールームにて NIES 担当者立会いの下に、グループインタビューを実施する。調査は以下のア）～オ）に従って実施する。

ア）インタビューは、全体で 2 時間程度の長さとし、請負者が用意したモデレーターが進行を行う。

イ）インタビューは、調査内容に関連した文書資料を適宜示しながら進める（提示資料は NIES 担当者が作成する。）。

ウ）インタビュー開始前に、NIES 担当者から調査対象者に対して本業務の目的等について説明し、文書によって調査への参加の同意を取る。調査対象者の署名の入った同意書は請負者が受け取り、適切に保管する。

エ）インタビュー終了後、請負者より調査対象者に調査協力に対する謝礼を渡す（金額は請負者の規定に準ずるものとする。ただし、社会通念上相当と認められる範囲内の金額とすること。）。上記ウ）において調査への参加の同意が得られなかった者に対しても、それによって不利益を受けることがないよう、調査会場までの移動に伴う時間的・経済的な負担を考慮した額の謝礼（目安として調査対象者に支払われる謝礼の半額程度）を渡すこと。

オ）調査実施においては、政府等が定める新型コロナウイルス感染症対策の指針に沿った感染対策

を取る。なお、感染状況次第では、対面による調査からオンラインによる調査に仕様を変更する場合がある。

(3) 結果のまとめ

請負者は、NIES 担当者の指示に従い、インタビューの音声記録を文字に起こす。インタビュー発言録を作成する際には調査対象者の個人を特定し得る情報を削除して匿名化すること。各グループインタビューの調査対象者リスト及び調査対象者の署名入り同意書についても同様に個人情報を削除して匿名化すること。

なお、本業務実施に当たって請負者が取得する調査対象者の個人情報については、NIES で定める個人情報等保護規程に基づいて、業務終了後に適切に廃棄すること。

6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで、以下の成果物を電子ファイル形式で NIES 担当者へ提出するものとする。提出する成果物は、調査対象者の個人情報が削除された匿名化されたデータのみとする。

- ・個人情報を含まない調査対象者リスト
- ・調査対象者の氏名等の個人情報を削除した同意書の複写
- ・個人を特定し得る情報を削除し匿名化されたグループインタビューの発言録

なお、請負者は、調査対象者から調査内容や同意の撤回等について問合せがあった場合の窓口として、どの調査対象者からの問合せであるかを確認できるように対応表を作成するとともに、調査実施から約半年間は調査対象者からの問合せに対応できるようにすること。

7 個人情報の取扱い

(1) 請負者は、NIES から提供された個人情報及び本業務の遂行で得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、適切な管理を行わなくてはならない。また、当該個人情報については、本業務以外の目的のために利用してはならない。

(2) 請負者は国立研究開発法人国立環境研究所個人情報等保護規程等に基づき、個人情報等を取り扱う場合は、①情報の複製等の制限、②情報の漏えい等の事案の発生時における対応、③請負業務終了時の情報の消去・廃棄（復元不可能とすること。）及び返却、④内部管理体制の確立、⑤個人情報の管理状況の検査に応じる義務、⑥請負者の事業責任者及び請負業務に従事する者全てに対しての守秘義務を遵守しなければならない

(https://www.nies.go.jp/kihon/kitei/kt_kojin.pdf)。

(3) 上記(1)及び(2)のほか、NIES は、請負者に対し、本業務の適性かつ確実な実施に必要な限りで、秘密を適正に取り扱うために必要な措置を採るべきことを指示することができる。

8 著作権等の扱い

(1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。

(2) 請負者は、成果物に関する著作権者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。

(3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

9 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

(https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- ①請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- ②請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- ③請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- ④請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- ⑤業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていない

ことが確認できたもののみを使用すること。

⑥再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

10 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

11 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

12 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

仕 様 書

1 件 名 令和 5 年度世界規模の気候緩和シナリオの実現可能性に関するフォーカスグループインタビュー調査業務

2 業務契約期間 契約締結日～令和 5 年 8 月 3 1 日

3 業務実施場所 請負者において行うものとする。

4 目 的

パリ協定の 2℃、1.5℃目標を達成し得る世界規模の温室効果ガス排出削減策について、エネルギー経済モデルの研究では、定量的なシナリオ分析を通じて、その技術的・経済的な実現可能性が検討されてきた。一方で、こうしたモデル分析で示される緩和シナリオの将来像が現実社会においてどのように認知、受容されるのかについてはほとんど検討されていない。パリ協定の気温目標達成に向けて脱炭素社会を実現するためには、モデルによる定量的な分析に加えて、モデルでは評価できない様々な社会的・政治的な課題を抽出することが重要となる。

そこで本業務では、定性的な社会調査手法であるフォーカスグループ調査を用いて、エネルギー経済モデルで示される緩和シナリオについての一般市民の公衆認知を明らかにし、技術的・経済的な観点からだけでなく、より幅白い社会的な観点から緩和シナリオの実現可能性を検討することを目的とする。

5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）の担当者と十分な打合せを行い、以下のフォーカスグループインタビュー調査業務を実施することとする。本業務従事者として、グループインタビューの進行役となる経験豊富なモデレーター（当該調査で 5 年以上の経験を有する者又は昨年度一年間で 50 件以上の調査実績のある者。学術目的の調査実績があれば望ましい）を配置すること。なお、請負者は、個人情報保護の取扱いにおいて一般財団法人日本情報経済社会推進協会によるプライバシーマークの使用認定を取得していることを公開見積競争参加要件とする。

（１）調査全体のワークフロー作成と調査対象者のリクルーティング

請負者は、NIES 担当者と十分な打合せを行い、NIES 担当者が作成したインタビューフロー原案を基にフォーカスグループインタビュー調査のためのワークフローを作成する。また、インタビュー調査対象者のリクルーティングを以下のア）～ウ）に従って実施する。

ア）調査対象者は、首都圏（東京都・埼玉県・神奈川県・千葉県）在住の 20 歳～79 歳の成年男女とし、1 グループ当たり 6 名、合計 6 グループで実施する。調査実施の当日に調査対象者が出席できない場合を想定し、各グループに最低 1～2 名の補欠を確保する。

イ）調査対象者のリクルーティングでは、気候変動に関する調査であることは伏せて「グローバルな課題に関する調査」として募集をかける。

ウ）各グループは、年齢、性別、学歴、家族構成、職業・業種、世帯収入等の社会属性に特定の共通性を有した者同士で構成させる。グループ構成の詳細は NIES 担当者と協議の上で決定する。

（２）フォーカスグループインタビュー調査の実施

請負者は、請負者が用意した東京都内のインタビュールームにて NIES 担当者立会いの下に、グループインタビューを実施する。調査は以下のア）～オ）に従って実施する。

ア）インタビューは、全体で 2 時間程度の長さとし、請負者が用意したモデレーターが進行を行う。

イ）インタビューは、調査内容に関連した文書資料を適宜示しながら進める（提示資料は NIES 担当者が作成する。）。

ウ）インタビュー開始前に、NIES 担当者から調査対象者に対して本業務の目的等について説明し、文書によって調査への参加の同意を取る。調査対象者の署名の入った同意書は請負者が受け取り、適切に保管する。

エ）インタビュー終了後、請負者より調査対象者に調査協力に対する謝礼を渡す（金額は請負者の規定に準ずるものとする。ただし、社会通念上相当と認められる範囲内の金額とすること。）。上記ウ）において調査への参加の同意が得られなかった者に対しても、それによって不利益を受けることがないよう、調査会場までの移動に伴う時間的・経済的な負担を考慮した額の謝礼（目安として調査対象者に支払われる謝礼の半額程度）を渡すこと。

オ）調査実施においては、政府等が定める新型コロナウイルス感染症対策の指針に沿った感染対策

を取る。なお、感染状況次第では、対面による調査からオンラインによる調査に仕様を変更する場合がある。

(3) 結果のまとめ

請負者は、NIES 担当者の指示に従い、インタビューの音声記録を文字に起こす。インタビュー発言録を作成する際には調査対象者の個人を特定し得る情報を削除して匿名化すること。各グループインタビューの調査対象者リスト及び調査対象者の署名入り同意書についても同様に個人情報を削除して匿名化すること。

なお、本業務実施に当たって請負者が取得する調査対象者の個人情報については、NIES で定める個人情報等保護規程に基づいて、業務終了後に適切に廃棄すること。

6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで、以下の成果物を電子ファイル形式で NIES 担当者へ提出するものとする。提出する成果物は、調査対象者の個人情報が削除された匿名化されたデータのみとする。

- ・個人情報を含まない調査対象者リスト
- ・調査対象者の氏名等の個人情報を削除した同意書の複写
- ・個人を特定し得る情報を削除し匿名化されたグループインタビューの発言録

なお、請負者は、調査対象者から調査内容や同意の撤回等について問合せがあった場合の窓口として、どの調査対象者からの問合せであるかを確認できるように対応表を作成するとともに、調査実施から約半年間は調査対象者からの問合せに対応できるようにすること。

7 個人情報の取扱い

(1) 請負者は、NIES から提供された個人情報及び本業務の遂行で得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、適切な管理を行わなくてはならない。また、当該個人情報については、本業務以外の目的のために利用してはならない。

(2) 請負者は国立研究開発法人国立環境研究所個人情報等保護規程等に基づき、個人情報等を取り扱う場合は、①情報の複製等の制限、②情報の漏えい等の事案の発生時における対応、③請負業務終了時の情報の消去・廃棄（復元不可能とすること。）及び返却、④内部管理体制の確立、⑤個人情報の管理状況の検査に応じる義務、⑥請負者の事業責任者及び請負業務に従事する者全てに対しての守秘義務を遵守しなければならない

(https://www.nies.go.jp/kihon/kitei/kt_kojin.pdf)。

(3) 上記(1)及び(2)のほか、NIES は、請負者に対し、本業務の適性かつ確実な実施に必要な限りで、秘密を適正に取り扱うために必要な措置を採るべきことを指示することができる。

8 著作権等の扱い

(1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。

(2) 請負者は、成果物に関する著作権者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。

(3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

9 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

(https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- ①請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- ②請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- ③請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- ④請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- ⑤業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていない

ことが確認できたもののみを使用すること。

⑥再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

10 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

11 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

12 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

仕様書

- 1 件 名 令和5年度衛星間比較のための動画等作成業務
- 2 業務契約期間 契約締結日～令和5年9月29日
- 3 業務実施場所 請負者及び国立研究開発法人国立環境研究所(以下「NIES」という。)において行うものとする。

4 目 的

NIES は環境省と共同で、温室効果ガス・水循環観測技術衛星（以下「GOSAT-GW」という。）による温室効果ガス観測ミッションを推進している。衛星打上げ目標時期は2024年度（令和6年度）、その後の衛星定常運用期間は7年間の予定である。GOSAT-GW プロジェクトでは、GOSAT、GOSAT-2 のミッションを継続するとともに、パリ協定に基づく各国の GHG インベントリ報告の透明性の確保並びに大規模排出源の監視等を目指している。そのため、これまで GOSAT と GOSAT-2 で培ってきたノウハウを活用し、温室効果ガス排出源の特定能力と排出量推定精度を向上させた温室効果ガス観測センサ3型（以下「TANSO-3」という。）を国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「JAXA」という。）が開発中である。TANSO-3 センサは、二酸化炭素、メタンに加えて、二酸化窒素(以下「NO₂」という。)の観測を行う機能を有している。また、NIES は、一部、国立研究開発法人情報通信研究機構(以下「NICT」という。)、国立研究開発法人海洋研究開発機構(以下「JAMSTEC」という。)と共同研究開発を行っている。

本業務ではこの TANSO-3 センサの観測範囲を視覚的に理解し、GOSAT や GOSAT-2 及び欧米の類似の衛星観測センサの観測との検証（時空間的にほぼ同期した観測）がどの場所・タイミングで生じ得るのかを視覚的に確認できることを目指す。

5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、案件ごとに NIES 担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施すること。なお、必要に応じて共同研究契約下の NICT 及び JAMSTEC の関連担当者が助言のために加わる。打合せにおける議事録、要処置事項については適切に管理すること。打合せ等の実施方法は基本的にはオンラインとするが、適宜対面による方法も排除しない。NIES は以下の業務内容実施のために必要な衛星軌道情報、GOSAT-GW の CG 画像等を開示可能である。これらの素材については、秘密保持誓約書を提出の上、NIES 担当者より別途提供する。

5.1 管理業務

5.1.1 連絡調整

作業進捗の報告や技術内容の連絡調整等を行うことを目的として、NIES 担当者と定期的（月に 1 回程度を想定）に調整会議を行うこと。

5.1.2 業務報告

本契約期間に実施した一連の業務について、その実施結果及び今後の検討課題等の評価を「業務報告書」として履行期限までに取りまとめ、提出すること。

5.2 TANSO-3 センサの観測範囲の可視化業務

本項目では動画作成を想定する。TANSO-3 センサによる広域観測モード及び精密観測モードの観測範囲を地球上に投影する。地球の自転速度と衛星の速度の相対比は実際の速度に基づくものとする。なお、精密観測モードについては地球方向にズームすることで、地表面における測定が分かり易くなるものとする。作成される 5.2 から 5.3 の動画は今後動画配信サービス等への掲載を想定した、国民の関心を集める品質の高いものとなるよう NIES 担当者と調整すること。参考までに以下の URL に想定している動画の一例を示す。

(<https://svs.gsfc.nasa.gov/4274>)

5.3 その他のセンサの観測範囲の可視化業務

5.2 と同様に NIES が軌道情報を提供するその他のセンサについてもそれらの観測範囲を地球上に投影する。

5.4 比較地点の明確化業務

5.2 及び 5.3 で可視化された観測範囲から、任意の比較地点を明確に示す。検証観測の同期基準としては概ね 100 km の水平距離差と 15 分の時間差内に収まる程度とする。これらの情報についても NIES 担当者から提供する。

6 業務実施体制

請負者は、本業務履行可能な体制を整えること。基本的には再委託を想定しないが、それを行う場合は、NIES 担当者の了解を得ること。

7 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下に以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

- | | |
|----------|-----|
| (1)業務報告書 | 1 部 |
| (2)動画一式 | 1 部 |

上記の報告書と動画一式は DVD に収めたものを 1 部と NIES のクラウドベースファイル交換サーバ (Box を利用) を介して電子媒体として提出すること。ただし、紙媒体による提出も加える場合は以下に則る。

報告書の仕様は、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成 12 年法律第 100 号) 第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針 (以下「基本方針」という。) の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示: 印刷用の紙にリサイクルできます
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者と協議の上、以下 URL の基本方針を参考に適切な表示を行うこと。

(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>)

8 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作者人格権 (著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。) を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの (以下、「既存著作物」という。) が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。

提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

9 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

(https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- ①請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- ②請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- ③請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- ④請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- ⑤業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等適切な盗難防止の措置を講じること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- ⑥再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

10 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

11 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

12 契約不適合への対応

業務完了後 1 年間を保証期間と定め、保証期間中における作成上の原因による成果物の不具合に関しては、請負者の責任において改修すること。

13 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

仕様書

1. 件 名 令和5年度子どもの健康と環境に関する全国調査におけるガス状物質
個人ばく露測定手法開発業務

2. 業務契約期間 契約締結日～令和6年3月31日

3. 業務実施場所 請負者及び国立環境研究所において行うものとする。

4. 目 的

環境省事業「子どもの健康と環境に関する全国調査」（以下「エコチル調査」という。）が平成22年度より開始され、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）は、研究の中心機関（コアセンター）としての業務を担っている。エコチル調査は、全国で10万人の妊娠中の母親をリクルートし、生まれてくる子どもを13歳になるまで追跡する出生コホート調査である。エコチル調査は、10万組の親子を対象とした本体調査に加え、2年先行して約400組の親子を対象としたパイロット調査を実施している。NIESが設置するエコチル調査運営委員会にて、パイロット調査で子どもの個人ばく露測定を実施し、本体調査での実施可能性を評価することが決定された。これを受けて、本業務は、エコチル調査で用いるためのガス状物質個人ばく露測定手法の開発を行うことを目的とする。

5. 業務内容

請負者は、コアセンターと十分な打合せを行うとともに、連絡調整を図りながら、以下の業務を実施することとする。

5.1. ガス状物質個人ばく露測定手法の開発

室内環境からの個人ばく露量を把握するため、測定手法の開発を行う。

5.1.1. 測定手法開発のスケジュール案の作成

室内環境からの化学物質のばく露量を把握するため、パイロット調査でばく露測定を実施するための測定手法検討スケジュール案を作成する。

5.1.2. 個人ばく露測定対象物質選定

室内空気中に存在する多種多様な化学物質のうち、吸入ばく露の測定対象となる揮発性化学物質の選定を行う。測定対象物質は、揮発性有機化合物（VOCs）、アルデヒド類、酸性ガスのうち、5.1.3で開発するサンプリング手法及び5.1.4で開発する分析法により測定可能なものから選定する。なお、対象物質の選定に当たっては、コアセンターと協議し、その指示に従うこと。

5.1.3. サンプルング手法の開発

5.1.1で測定対象として選定された個人ばく露測定対象物質について、拡散サンプラーを用いたサンプルング手法を開発する。ガス状物質の個人ばく露量を把握するためには、家庭内でのサンプルングが必須となることから、個人への負担が極力少ないサンプルング手法を検討すること。また、本体調査では5,000人規模の測定を想定していることから、可能な限り簡易なサンプルング手法とすること。

5.1.4. 試料分析法の開発

拡散サンプラーを用いてサンプルングした試料の前処理、機器分析法、検出下限、再現性等を検討し、試料分析法を開発する。なお、請負者が前処理や分析を NIES において実施する必要がある場合には、予め NIES 担当者と協議し、承認を得た上で実施すること。なお、NIES で実施する場合には、NIES が所有する機材等は、NIES から提供する。

5.2. 個人ばく露測定手法マニュアルの作成

5.1で検討した個人ばく露測定手法についてマニュアルを作成する。

6. 業務実施要件

請負者は、以下に示す業務実施要件を遵守すること。

6.1. 業務進捗の確認

請負者はコアセンターへ業務の進捗報告を行うこと。進捗報告は契約期間中 1 回以上とし、対面若しくはWeb会議形式で行う。報告の結果、改善等を指示された場合は、速やかに対応し、その結果についてコアセンターに報告すること。

6.2. 秘密保持

請負者は本業務に従事する全ての従事者リスト及びそれらの従事者全てが、コアセンターの事前許可なしに業務内容（検討事項を含む。）を口外しないという旨の秘密保持誓約書を作成し、コアセンターに提出すること。

6.3. 業務実施体制

エコチル調査での測定は国際的に認められる分析法を用いて行う必要があることから、請負者はガス状物質の国際的標準測定法である WHO TobLabNet Official Method SOP08 (ISBN 978-92-4-151476-7) 及びSOP09 (ISBN 978-92-4-151477-4) を用いた測定に携わった実績を有すること。さらに請負者は分析の品質を維持するため、ISO (国際標準化機構) /IEC (国際電気標準会議) 17025:2007の認定を受けていること (環境試料、生体試料の分析であれば項目は問わない)。

6.4. 最終報告書の作成

請負者は5及び6の実施内容を含んだ最終報告書を作成し、業務終了時に提出すること。

7. 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時までに以下の成果物をNIES担当者へ提出するものとする。

- | | |
|---------------------------|----|
| (1) 最終報告書（冊子及びPDF様式） | 1式 |
| (2) 上記を収録した光学記憶媒体（DVD-R等） | 1式 |

報告書の仕様は、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合はNIES担当者と協議の上、基本方針（<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>）を参考に適切な表示を行うこと。

8. 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下URLにおいて公開している。

（https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf）

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES担当者に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、NIESから要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (3) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したとき

は、必要に応じてNIESの行う情報セキュリティ監査を受け入れること。

- (4) 請負者は、NIESから提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5) 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等適切な盗難防止の措置を講じること。また、Winny等のP2Pソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- (6) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

9. 検査

本業務終了後、NIES担当者の立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

10. 協議事項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかにNIES担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

11. その他

- (1) 請負者は、本業務実施に係る活動において、グリーン購入法の趣旨に則り、グリーン購入を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、グリーン購入法基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。
- (2) 請負者は、本業務の一部を他の業者に再委託する場合は、事前に承諾を得た上で、本業務遂行上の注意点等を伝えとともに、業務全体の管理監督責任を負うこと。
- (3) 請負者は、本仕様書に疑義等が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、NIES担当者と速やかに協議し、その指示に従うこと。

仕 様 書

1. 件 名 令和 5 年度 超音波風向風速計 1 式

本仕様書は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）が調達する「令和 5 年度 超音波風向風速計 1 式」について規定する。

2. 数 量 1 式

構成内訳

3 軸音波風速センサー	1 台
CSAT3B 用電源ケーブル (10m)	1 本
CSAT3B 用 CPI/RS-485 ケーブル (10m M16-8pin-RJ45 コネクタ付き)	1 本
CSAT3B 架台 1.2m クロスアーム	1 式

3. 研究内容・購入目的

NIES では、科研費研究課題「「真の渦集積法」が明らかにする森林群落スケールの VOC 放出能とその環境応答特性」(R3～R5)の研究を実施している。

本調達は、森林内の風向・風速を精緻に測定するために「令和 5 年度 超音波風向風速計 1 式」を購入するものである。

4. 仕 様

「令和 5 年度 超音波風向風速計 1 式」については、以下の条件を満たす必要がある。

4-1. 3 軸音波風速センサー

- ・ 3 軸の音波発信器により 3 次元の風速を測定でき、同時に温度も測定できること。
- ・ 風、温度の測定間隔は 10Hz 以上で測定できること。
- ・ 風速測定可能範囲は 0m/sec から 30m/sec 以上の範囲を持つこと。
- ・ 風速測定分解能は 50mm/sec 以上の精度を持つこと。
- ・ 温度測定可能範囲は-30℃から 50℃以上の範囲を持つこと。
- ・ 温度測定分解能は 0.05℃以上の精度を持つこと。
- ・ 測器の傾斜を測定できること。
- ・ 傾斜は 1° 以上の精度を持つこと。

4-2. 電源

- ・ 電源電圧は DC12V で測定可能であること。
- ・ 消費電力は 10Hz 測定時で 1.5W 以下であること。

4-3. 信号出力

- ・ アナログ出力は 5V を超えないこと。AD 変換精度は 12bit 以上であること。

- ・デジタル出力は RS485 出力を持つこと。
- ・屋外で風雨にさらされていても数年間の長期連続測定が可能であること。

4－4．形状

- ・センサーヘッドは 450mm(高さ)×600mm(長さ)×150mm(幅)程度 (±50mm) であり、鉛直方向のスパン長が 100mm 程度であること。
- ・センサーヘッドは全方向型プローブであり、上下部に流れを妨げるものが無いこと。

5．納品場所 茨城県つくば市小野川 1 6－2 国立研究開発法人国立環境研究所

6．納入期限 令和 5 年 9 月 2 9 日

7．協議事項

本仕様書の内容に疑義等が生じた場合は、NIES 担当者と協議し、その指示に従うこと。

8．その他

本調達で、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針における特定調達品目に該当する場合は、適合製品を納入すること。

また、納入引渡し完了した時点より 1 年間を保証期間と定め、保証期間中における設計及び製作上の原因による故障や不具合に関しては、納入者の責任において補修すること。